

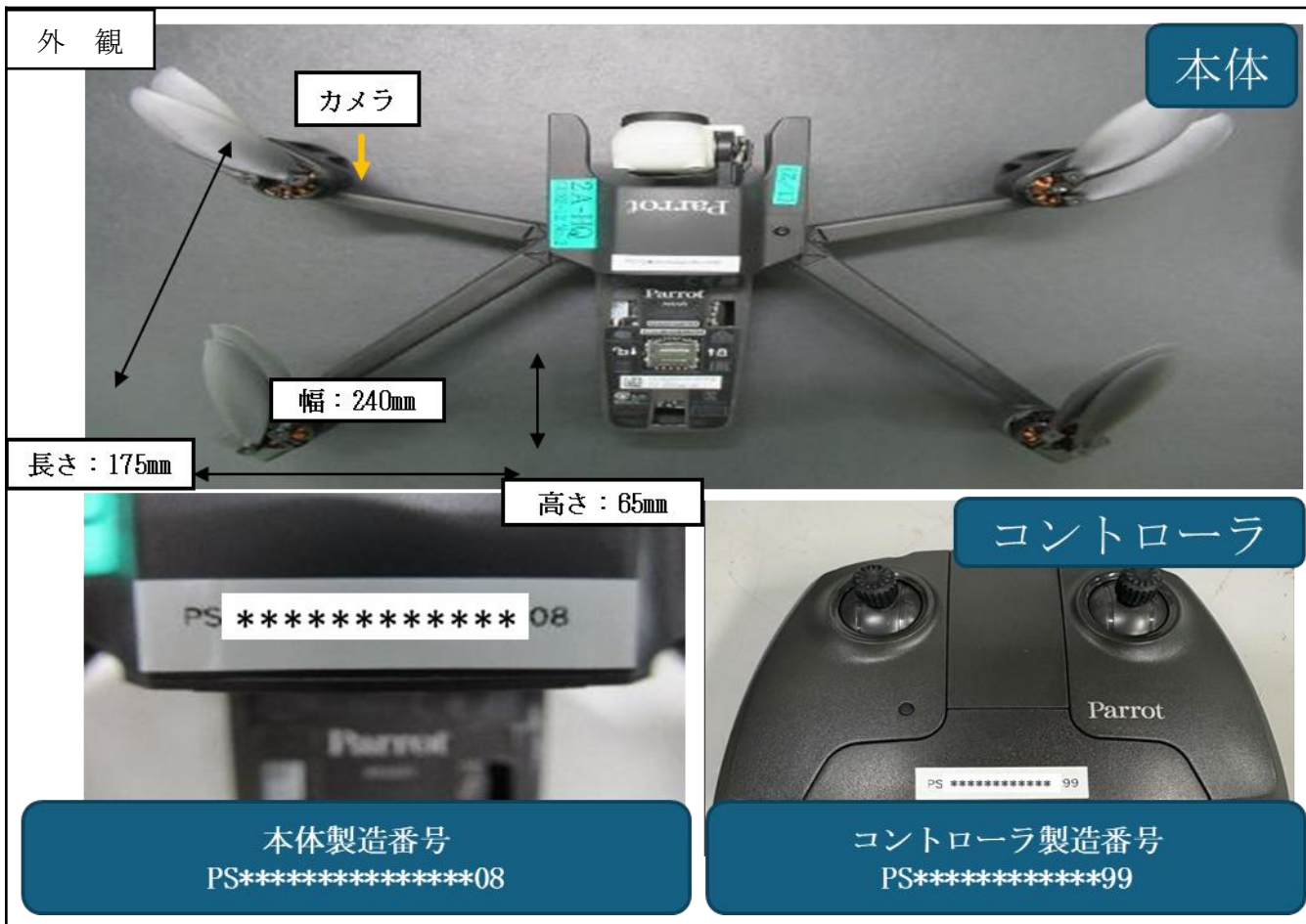
小型無人機等の飛行に関する同意申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

旭川駐屯地司令 殿

申請者 〇〇株式会社
氏 名 旭 川 太 郎

小型無人機等の飛行を行う日時		令和〇年〇〇月〇〇日（月）～〇〇月〇〇日（金） 各日 1 2 0 0 ～ 1 6 0 0				
小型無人機等の飛行を行う目的		敷地測量				
小型無人機等の飛行に係る区域		旭川駐屯地周辺上空（対象防衛関係施設周辺） 別紙参照				
小型無人機等の飛行を行う際の 申請者位置		旭川市大町〇条〇丁目付近（別紙参照）				
申請者	氏 名 生年月日 住 所 電話番号	旭 川 太 郎 S 5 7 . 2 . 1 7 旭川市旭町〇条〇丁目〇番〇号 0 9 0 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
申請者の勤務先	名 称 所 在 地 電話番号	〇〇株式会社 旭川市東〇条〇丁目〇番〇号 0 1 6 6 - X X - X X X X				
船 舶	名 称 船舶番号等 船 種 船 籍 港 総 トン 数 連 絡 手 段					
機器の種類	小型無人機					
機器の特徴	最大操作可能範囲〇 k m、最大飛行時間〇〇分、カメラ搭載					
製造者	Parrot	名 称	ANAFI	製造 番号	本体	PS.....08
					CR	PS.....99
色	グレー		登録番号			
大きさ	アーム展開時 ...mm×...mm×...mm×		積載物	なし		
カメラの有無	有 ・ 無	その他 の特徴	ペイロード吊下げ式			



- 備考 1 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 2 小型無人機等の飛行を行う際の申請者（小型無人機等の飛行を行おうとする者）の位置の欄には、具体的な位置を記載するとともに、当該位置を示す地図を添付すること。ただし、申請者が特定航空用機器の飛行を行う場合は不要とする。
- 3 申請者の勤務先欄には、申請者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。
- 4 船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第2条第3項に定める小型無人機又は同条第4項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 カメラの有無欄には、小型無人機等に内蔵されているカメラの有無も記載すること。
- 9 不要の欄は、斜線で消すこと。

対象施設周辺地域内（旭川駐屯地）における飛行区域

陸上自衛隊旭川駐屯地周辺地域（北海道旭川市春光町国有無番地）



実際に飛行させる範囲を地図に表示してください。

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域にご不明な点や、やむを得ず飛行をさせる必用がある場合には、旭川駐屯地司令職務室（0166-51-6111(内線2315)）にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

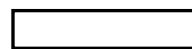
対象施設の敷地



対象施設周辺敷地



飛行区域



申請者位置



【旭川駐屯地への申請記載例】

操縦者	氏 名	旭 川 太 郎
	生年月日	S 5 7 . 2 . 1 7
	住 所	旭川市旭町〇条〇丁目〇番〇号
	電話番号	0 9 0 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
操縦者の勤務先	名 称	〇〇株式会社
	所在地	旭川市東〇条〇丁目〇番〇号
	電話番号	0 1 6 6 - X X - X X X X
操縦者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	電話番号	
操縦者の勤務先	名 称	
	所在地	
	電話番号	
操縦者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	電話番号	
操縦者の勤務先	名 称	
	所在地	
	電話番号	
操縦者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	電話番号	
操縦者の勤務先	名 称	
	所在地	
	電話番号	
操縦者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	電話番号	
操縦者の勤務先	名 称	
	所在地	
	電話番号	

- 本ページは、警察への通報資料をベースにしており参考資料として添付すること
- 小型無人機を操縦する者を記載
- 複数名操縦する場合、逐次追加

小型無人機等の飛行に関して

対象防衛関係施設の周辺地域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の同意に関する考え方について

令和8年1月21日から適用

- 同意申請期日
全て原則10営業日前までとしている点
⇒ 自衛隊及びその委託を受けた者は警察等への通報実施までに同意がとれれば良い。
- 飛行申請の期間緩和（1年以内の期間）
⇒ 部外の方は、飛行の目的に応じて合理的に必要な限度で1年以内の期間とすることが可能
(例：ドローン農薬散布のため6月1日～7日までの間飛行申請等)
この際、通報はその都度実施する。

※ 小型無人機等飛行禁止法（R8. 7. 14改正）

罰 則

- 重要施設（防衛関係施設内）レッドゾーン
1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 重要施設周辺（防衛関係施設周辺約1000m）イエローゾーン
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

旭川駐屯地 業務隊
司令職務室 本 多
電話 0166-51-6111
(内線2315)